

# けんぽQ&A

## Series59

Q 社会保険の被保険者の資格喪失日について教えてください。

A 会社を退職するときは、「退職日」と「資格喪失日」は同じ日ではありません。

このことを勘違いすると、次の健康保険に加入する際、1日ずれてしまいます。

「資格喪失日」とは

- ① 適用事業所を退職した日の翌日
- ② 死亡した日の翌日
- ③ 臨時雇用に取り替わるなどの適用除外となった日の翌日
- ④ 事業所が廃止になった日の翌日
- ⑤ 任意適用事業所が任意適用の取消しを認可された日の翌日
- ⑥ 70歳に達した日（70歳の誕生日の前日）
- ⑦ 75歳に達した日（75歳の誕生日の前日）

健康保険では、75歳の誕生日には、広域連合の後期高齢者へ移行しなくてはなりません。

保険証も、75歳が来ましたら、健康保険組合へ返却しなくてはなりません。